

奈良県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
岩切 篤史	ライフ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町三五九―一	平成二十六年三月一日
西浦 弘治	西浦接骨院 香芝市上中二六一―九	平成二十六年三月十三日
森田 雅俊	寺田整骨院 桜井市外山一〇三四―一四	平成二十六年三月十五日